

# 山梨県公報

第一千六百六十七号

平成二十三年

九月十五日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定(四件)……………六五一

### 公告

一般競争入札について……………六五二

### 教育委員会

落札者の決定について……………六五四

### 監査委員

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………六五四

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六五四

## 告示

### 山梨県告示第三百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月十五日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町湯之奥字中山四三二、四三三の一から四三三の三まで、字廣野村上四二一、四二二の一、四二二の三、四二二の五

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山四三二・四三三の一・字廣野村上四二一・四二二の一・四二二の五(以上

五筆について次の図に示す部分に限る。)、字中山四三三の二、四三三の三、字廣野村上四二二の三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月十五日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町身延字南谷四一八〇番一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷四一八〇番一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十三年九月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町相又字鹿苗代一九七七・字野瀬川一九七八番二・一九七九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鹿苗代一九七七・字野瀬川一九七八番二・一九七九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十三年九月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町福原字細野九〇六、梨子字中草里四九九地先・福原字上ノ山八三〇地先・字大具な八三一地先、字上ノ山八三〇、字大具な八三一、八三二、梨子字中草里四九九、字木割場六三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字細野九〇六・字上ノ山八三〇・字大具な八三一・八三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十三年九月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品の名称及び数量

図書用等ＩＣタグ関連機器 一式

2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十四年八月三十一日

4 納入場所

知事が指定する場所（新県立図書館）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に

参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「図書」のいずれかが登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

### 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局  
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年九月二十六日（月）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。  
所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年九月二十八日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年十月二十四日（月）午後二時  
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

### 四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Machines that handle Radio Frequency Identification tag For Library materials 1 unit

2 Date and time for tender

2:00PM October 24, 2011

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural  
Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan  
TEL055-223-1395

### 教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年九月十五日

山梨県総合教育センター所長 清 水 澄

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

教育情報ネットワーク用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総合教育センター 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六

三 落札者を決定した日

平成二十三年八月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

五 落札金額

一億三千六百九十三万五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年七月十四日

### 監査委員

山梨県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人久保嶋仁の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十五日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
山田 浩二	山梨県新座市西堀一丁目十番一 三号	平成二十三年九月十二日 平成二十四年二月二十九日
蛸原 淳	千葉県八千代市大和田新田二二 七番地一六六	平成二十三年九月十二日 平成二十四年二月二十九日

山梨県監査委員 奥 水 修 策  
同 中 込 孝 元  
同 木 村 富 貴 子  
同 鈴 木 幹 夫

### 公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十三年九月十五日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

別表第一中

三九	甲府市中央三丁目一〇番一七号 先（市道山田本通り線と市道富 士川若松線との交差点）	富士川小南	平六・九・二二 告示 第三五号
----	---	-------	-----------------------

三九	甲府市中央三丁目一〇番一七号 先（市道山田本通り線と市道富 士川若松線との交差点）	N T T 甲府東	平成二十三年九月一五日 告示第九一号
----	---	-----------	-----------------------

五七	甲府市中央二丁目一番一号先 (市道富士川若松線と市道横近 習本通線との交差点)	富士川小学校 入口	四六・一〇・二〇
----	---	--------------	----------

五七	甲府市中央二丁目一番一号先 (市道富士川若松線と市道横近 習本通線との交差点)	中央保育所北	平成二十三年九月十五日 告示第九一号
----	---	--------	-----------------------

五	南巨摩郡南部町南部八、四六八 番地の四先(国道五二号線と県 道内船停車場線との交差点)	南部橋西	四七・二二・二二
---	---	------	----------

五	南巨摩郡南部町南部九、一七二 番地四六先(県道内船停車場線 と町道との十字路交差点)	南部橋西	平成二十三年九月十五日 告示第九一号
---	--	------	-----------------------

八	南巨摩郡身延町梅平一、五〇 〇番地先(国道五二号と町道と の交差点)	身延中学校入 口	平八・八・二九 告示 第三八号
---	--	-------------	--------------------

八	南巨摩郡身延町梅平一、六〇二 番地先(県道身延線と町道との 交差点)	身延中学校入 口	平成二十三年九月十五日 告示第九一号
---	--	-------------	-----------------------

一七	南巨摩郡南部町内船三、七五〇 番地の一先(県道富士川身延線 と県道内船停車場線の交わるT 字路の交差点)	南部橋東詰	五八・一〇・六 告示 第五四号
----	---	-------	--------------------

一七	南巨摩郡南部町内船四、八二二 番地先(県道富士川身延線と県 道内船停車場線との丁字路交差 点)	南部橋東	平成二十三年九月十五日 告示第九一号
----	--	------	-----------------------

八四九	国道 五二号 線	南巨摩郡南部町南部九、一七二 番地の六三三先(稲葉嘉幸方前 )	一 南部 四九・四・一一 一六号
-----	----------------	---------------------------------------	------------------------

八四九	削除		南部 平成二十三年九月 一五日 告示第九一号
-----	----	--	---------------------------------

八七一	県道 内船停 車場線	南巨摩郡南部町南部地内(南部 橋西詰)	一 南部 四九・四・一一 一六号
-----	------------------	------------------------	------------------------

八七一	県道内 船停車 場線	南巨摩郡南部町南部八、四五七 番地先(丁字路交差点)	二 南部 平成二十三年九月 一五日 告示第九一号
-----	------------------	-------------------------------	-----------------------------------

に改める。  
別表第十中

五、三八二	五、三八一	五、三九六	三、六九九	三、六九六	二、九七九	二、九七九
県道甲	町道	町道	削除	県道 富士川 身延線 前)	削除	県道 富士川 身延線
甲府市若松町四番一号先(緑橋)	中巨摩郡昭和町河東中島一、五七九番地三先(丁字路交差点)	中巨摩郡昭和町河東中島一、五七九番地三先(丁字路交差点)		南巨摩郡南部町内船四、四七三番地の一先(南部農協Aコープ前)		南巨摩郡南部町内船三七五〇番地の一(南部橋東詰)
一	二	二		一		一
甲府	南甲府	南甲府	南部	南部	南部	南部
平成二十三年九月	平成二十三年三月一四日 告示第二九号	平成二十三年三月一四日 告示第二九号	平成二十三年九月一五日 告示第九一号	平三・一・一七第一号	平成二十三年九月一五日 告示第九一号	五八・一〇・六五四号

七三	七三	七三	五、三八六	五、三八五	五、三八四	五、三八三	七三
削除	県道内 船停車 場線 富 士川 身 延線	南巨摩郡南部町南部八、四五七番地先(池辺時計店前交差点)から南巨摩郡南部町内船七、八七三番地先(梅の木川橋)までの両側	町道	東山東部広域農道	県道富士川身延線	県道内船停車場線	府市川三郷線
			南都留郡富士河口湖町船津六五一番地先(町道同士の十字路交差点)	甲州市勝沼町菱山九二八番地先(三光寺前十字路交差点)	南巨摩郡南部町内船四、八二二番地先(南部橋東交差点)	南巨摩郡南部町南部九、一七二番地四六先(南部橋西交差点)	十字路交差点)
			三	二	三	四	
		車両(けん引)を除く。	吉田	日下部	南部	南部	
			平成二十三年九月一五日 告示第九一号	平成二十三年九月一五日 告示第九一号	平成二十三年九月一五日 告示第九一号	平成二十三年九月一五日 告示第九一号	平成二十三年九月一五日 告示第九一号

に改める。  
別表第十四中

に、	七〇七	県道富士川身 延線	南巨摩郡南部町内 船七、八七三番地 先（梅の木川橋） から南巨摩郡南部 町井出八五七番地 先（南方五〇メー トル先）までの両 側	六、五〇〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	南部	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
を	一一五	国道一 三七号	富士吉田市上吉田 三、九二六番地二 先（金鳥居交差点 ）から南都留郡富 士河口湖町河口三 、一二四番地六先 （県道富士河口湖 精進線との合流部 ）までの両側	六、六四七	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	富士 吉田	平成二三 年九月一 五日 告示第九 一号
に、	一一五	国道一 三七号	南都留郡富士河口 湖町河口二、四七 六番地先（富士見 橋北詰）から富士 吉田市上吉田三、 九二六番地二先（ 金鳥居交差点）ま での両側	一一、九九 五	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
を								一号

に、	七〇七	県道富士川身 延線	南巨摩郡南部町内 船三、七五〇番地 一先（旧南部橋東 詰）から南巨摩郡 南部町井出八五七 番地先（城山トン ネル西詰西方一九 〇メートル先）ま での両側	七、〇六〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	南部	平成二三 年九月一 五日 告示第九 一号
を	九一、六	県道高 畑谷村 停車場 線	都留市大幡二、三 一三番地先（JA みふじ宝支店前） から都留市金井六 〇番地先（旧県道 との丁字路交差点 ）までの両側	四、一〇〇	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く。）	五〇	大月	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
に、	九一、六	県道内 船停車場 線	南巨摩郡南部町南 部九、一七二番地 四六先（南部橋西 交差点）から南巨 摩郡南部町内船四 、八一二番地先（	六四〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	南部	平成二三 年九月一 五日 告示第九 一号
を								一号

に、	七〇七	県道高 畑谷村 停車場 線	都留市大幡二、三 一三番地先（JA みふじ宝支店前） から都留市金井六 〇番地先（旧県道 との丁字路交差点 ）までの両側	四、一〇〇	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く。）	五〇	大月	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
を	九一、六	県道内 船停車場 線	南巨摩郡南部町南 部九、一七二番地 四六先（南部橋西 交差点）から南巨 摩郡南部町内船四 、八一二番地先（	六四〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	南部	平成二三 年九月一 五日 告示第九 一号
に、	七〇七	県道富士川身 延線	南巨摩郡南部町内 船三、七五〇番地 一先（旧南部橋東 詰）から南巨摩郡 南部町井出八五七 番地先（城山トン ネル西詰西方一九 〇メートル先）ま での両側	七、〇六〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	南部	平成二三 年九月一 五日 告示第九 一号
を								一号

一、六 九三	国道一 三七号	南都留郡富士河口湖町河口三、一二四番地六先(県道富士河口湖精進線との合流部)から南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先(旧国道一三七号との分岐点)までの両側	三、六六二	車両(原付・けん引①②③を除く)	五〇	富士吉田	平成二三年九月一日 告示第九号
一、六 九四	国道一 三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先(旧国道一三七号との分岐点)から南都留郡富士河口湖町河口二、四七六番地先(富士見橋北詰)までの両側	一、六八六	車両(原付・けん引②③を除く)	四〇	富士吉田	平成二三年九月一日 告示第九号

に改める。  
別表第十五中

四七五	国道一 三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先(旧国道一三七号との分岐点)から南都留郡富士河口湖町河口二、七四六番地先(河口湖美術館前交差点)までの両側	二、五八〇	車両	終日	富士吉田	平成二三年一月一日 告示第一号
-----	------------	--	-------	----	----	------	--------------------

四七五	国道一 三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先(旧国道一三七号との分岐点)から南都留郡富士河口湖町河口二、七四六番地先(河口湖美術館前交差点)までの両側	二、五八〇	車両	終日	富士吉田	平成二三年九月一日 告示第一号
四七六	県道内 船停車 場線	南巨摩郡南部町南部九、一七二番地四六先(南部橋西交差点)から南巨摩郡南部町内船四、八一二番地先(南部橋東交差点)までの両側	六四〇	車両	終日	南部	平成二三年九月一日 告示第九号

に改める。  
別表第十六中

一〇、七一一	町道	南巨摩郡増穂町青柳町二、三九八番地一先(ファミリーマート 鵜沢北新店北側・東進車両)	鵜沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
--------	----	--	----	---------------------

一〇、七一一	町道	南巨摩郡富士川町青柳町二、三九五番地二先(町道同士の十字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成二三年九月一日 告示第九号
--------	----	--	----	--------------------

一一、五七九	県道金 山大月	大月市大月二丁目一四番二二号先(十字路交差点・西進車両)	大月	平成二三年七月二五日
--------	------------	------------------------------	----	------------



